

令和6年第3回広尾町議会臨時会 第1号

令和6年5月21日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第41号 財産の取得について
- 5 議案第42号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 同意第1号 広尾町副町長の選任について
- 7 同意第2号 広尾町教育委員会教育長の任命について
- 8 同意第3号 広尾町監査委員の選任について

○出席議員（13名）

1番 斎藤弘樹	2番 尾矢利昭
3番 大庭克彦	4番 雄谷幸裕
5番 山岸謙一	6番 松田健司
7番 志村國昭	8番 浜野隆
9番 萬亀山ちず子	10番 前崎茂
11番 渡辺富久馬	12番 山谷照夫
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎

住 民 課 長	楠 本	直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中	晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉	一 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂	一 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉	大 大
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	宝 泉	大 大
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂	一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭	力 力
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	浜 頭	力 力
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	舩 田	光 惠
豊 似 保 育 所 長	小 村	和 德
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
農 林 課 長	及 川	隆 之
兼 町 営 牧 場 長	及 川	隆 之
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	山 田	雅 樹
建 設 水 道 課 長	寺 井	昌 真
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上	幸 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎	幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井	真 弘
港 湾 課 長	安 岡	伸 圭
港 湾 課 長 補 佐	須 田	圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原	康 博
管 理 課 長	山 畑	裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦	弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸	達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺	將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺	將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺	將 人

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和6年第3回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から議案2件、同意3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり、委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、斎藤弘樹議員、7番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
田中町長、登壇願います。
- 1、町長（田中） 令和6年第3回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
初めに、1点目の工事請負契約の締結についてであります。
工事名は、広尾町学校給食センターエアコン設置工事であります。
契約の相手方は、帯広市西20条北1丁目3番30号、奥原・畑下経常建設共同企業体、代表は、株

株式会社奥原商会、代表取締役奥原宏であります。

契約額は3,317万6,000円であります。

工事の概要であります。施工場所は公園通北2丁目52番地でありまして、工事の内容は調理室等に計15台のエアコンの設置であります。

指名業者等の状況についてであります。有限会社田中建設、森設備工業株式会社、奥原・畑下経常建設共同企業体の3業者をもって入札を行いまして、落札率は99.0%であります。

なお、工期につきましては、国の補助対象事業であるため、令和5年度予算計上当初では繰越明許費の設定をせず令和6年3月29日までとしておりましたが、第1回定例会にて繰越明許費への組替えの補正予算の議決をいただいておりますので、既に契約変更の手続を経て令和6年11月29日まで工期の延長をさせていただいております。

次に、2点目の十勝港へのコンテナ船定期航路就航についてであります。

令和3年度から3か年にわたり取り組んできた十勝港物流調査委託業務の結果を基に、複数の船会社に対してポートセールスを行ってまいりました。このたび、香港を拠点とする外航船社、オリエント・オーバーシーズ・コンテナ・ライン・リミテッド（OOCL）日本支社と神戸市に本社を構え内航海運業を営営されております井本商運株式会社の共同運航による内航コンテナ定期航路が開設され、寄港地に十勝港が加えられることが決定しましたので、報告いたします。

運航の概要であります。寄港日は毎週金曜日、船舶については100から200TEUクラスであります。1TEUが20フィートコンテナ1本分となりますので、100本から200本のコンテナを積み込むことができる大きさの船となります。接岸場所は第4ふ頭第1岸壁で、運航経路は十勝港から釧路港、釧路港から京浜港、京浜港から十勝港のサイクルで、週に1度のペースで入港し、コンテナの積卸しを行う予定となっております。

既に第1便が5月17日に十勝港に寄港済みであり、その際は100TEUクラスの船舶「ときわ」が入港し、空のコンテナ30本の荷下ろしを実施しております。

今定期航路の維持、発展を目指すとともに、引き続きポートセールスに取り組んでまいります。また、本定期航路の就航を契機としまして、新たな企業誘致や雇用創出を図るとともに、2024年問題をはじめとする地域の物流課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

3点目の教育長の辞職についてであります。

このたび、菅原教育長から5月31日をもって辞職したい旨の申出があり、町長及び教育委員会がこれに同意し、辞職することとなりましたので、報告いたします。

なお、本臨時会に後任の教育長に係る人事案を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第41号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第41号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第41号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

議案1ページであります。

本案は、下記のとおり財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名につきましては、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入事業であります。

取得財産につきましては、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型一式であります。

取得目的につきましては、水槽付消防ポンプ自動車の更新であります。

契約額は5,588万円であります。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役岩村純一氏であります。

納入期限につきましては、本議案の議決後、令和7年3月31日までであります。

指名業者等の状況についてであります。株式会社北海道モリタ、北海道ドライケミカル株式会社、株式会社二二商会、山崎自動車株式会社の4業者をもって入札を行いまして、落札率は99.2%であります。

以上、提案理由といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第41号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第42号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第42号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第42号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案は2ページであります。

今回の改正の趣旨であります、1つ目として賦課限度額の引上げの改正、2つ目は所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち、5割軽減、2割軽減の基準額を拡大するものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町国民健康保険税条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案資料の1ページをご覧ください。

①、賦課限度額の改正であります。国民健康保険税は、医療分の基礎課税額と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに分かれて課税されています。今回は、このうち後期高齢者支援金分の賦課限度額を22万円から24万円に改正するものでございます。

②、所得が低い世帯への軽減の拡大ですが、保険税の軽減対象となる所得基準額を引き上げる改正であります。国保税は、世帯の所得に応じて均等割及び平等割が、表にあるように7割、5割、2割と、それぞれ軽減がされています。今回は、そのうち5割軽減と2割軽減の基準額を改正するものであり、5割軽減につきましては軽減判定所得を29万円から29万5,000円に、2割軽減は53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

次のページをご覧ください。

令和6年度国民健康保険税の税率改正による試算の比較でございます。

令和5年度課税実績を基に改正後の試算を行いました。

左の欄、医療分の課税額については、表の一番下の欄で改正後の額1億3,772万1,000円、軽減判定所得改正の影響で7万9,000円の減と見込んでおります。

次に、真ん中の表で後期高齢者支援金分は、一番の下欄で改正後の額4,523万9,000円、軽減判定所得の影響で2万4,000円の減、賦課限度額改正の影響で58万円の増、差引き55万6,000円の増となっています。

次に、右の欄、介護納付金分の改正後の額1,602万8,000円は、軽減判定所得改正の影響で6,000円

の減、合わせて47万1,000円の国保税の増となる見込みでございます。

補足説明は以上です。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎茂議員。

1、10番（前崎） 2、3点ちょっと質疑をいたします。

まず、1点目でありますけれども、今回の後期高齢者支援金分の限度額2万円の引上げで24万円となるわけでありますけれども、この24万円になる所得階層、いわゆる所得金額は幾らであるか、これについてご説明いただきたいと思います。

それと、2点目ですけれども、この限度額の上限については、地方税法の規定で今回改定されるということでもありますけれども、これはあくまでも地方税法は限度額を定めているものでありますけれども、その範囲内といいますか、上限に達していない自治体数、全道で何町村程度あるのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

あと、昨年、この国保税の所得割の税率を引き上げたところでありますけれども、管内的に見て本町は何番目に位置をしているのか、これについてもご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） まず、1点目の後期高齢者支援金分の限度額到達の所得なのですが、4人家族で試算した場合、所得で770万円、年収においては960万円ぐらいで、後期の賦課限度額に到達する所得となっております。

それから、2点目の賦課限度額に到達していない自治体なのですが、医療分で1町、支援分で17市町村、介護分で1町です。

それと、3点目の管内の広尾町の税率の順位ですが、すみません、ちょっとお待ちください。大変失礼しました。広尾町の所得割は管内で2番目、それから均等割は管内で6番目、平等割は管内で15番目という位置にあります。

説明は以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 所得割の税額は管内で2番目ということですから、税率が高いということは、同じ所得であっても税額自体が高くなるという、そういった形になろうかと思いますけれども、そういった中で、この国保税の所得金額、これが例えば収入ベースで967万円、これに見合う、共済組合でもそうなのでしょうけれども、いわゆる協会けんぽ、この部分での収入ベース、同じ収入ベー

スで見たときの課税額というのですか、それについて国保との比較を含めてご説明をいただきたい
と思います。

1、議長（堀田） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 960万円の年収の場合、協会けんぽ等で試算しますと年間の保険料は57万円
程度になっております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第42号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 議案第42号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を行
います。

2018年度、平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行
され、7年目を迎えたところであります。

本提案は、国民健康保険税の賦課限度額の引上げに係る改正で、後期高齢者支援金分の賦課限度
額22万円から2万円引き上げ、24万円にするものであります。国保医療分、介護納付金分を合計す
ると現行の104万円から106万円になり、平成18年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べ
ると1.7倍、44万円の引上げとなるものであります。

昨年の国保税の所得割の税率改定により、本町の税率は十勝でも2番目に高い水準となっており
ます。

加えて、4人家族標準世帯の収入額が960万円の場合、国保の106万円の課税額に対し、他の協会
けんぽでは57万円と、約2倍近くの乖離があります。このことは、我が国の保険制度の均衡が保持
されていない現状を示しているものであります。

今日の燃油高騰、資材高騰など物価高で家計を直撃し、町民の生活やなりわいなど厳しさを増し
ており、被保険者の負担増は回避すべきものと思慮いたします。

よって、本案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、浜野議員、登壇の上、発言を許します。

1、8番（浜野） 議案第42号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について、私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回改正される賦課限度額については、地方税法に基づき改正を行うもので、中間所得層の負担軽減を図る上でも必要な改正となっております。

さらに、軽減判定所得が引き上げられることから、低所得者に配慮されたものとなっており、今回の国保税条例の改正についてはやむを得ないものと考え、本案に賛成いたします。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第42号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 同意第1号

1、議長（堀田） 日程第6、同意第1号 広尾町副町長の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 同意第1号 広尾町副町長の選任について提案理由を申し上げます。

議案3ページであります。

現在、空席となっている副町長に下記の者を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

現農林課長の及川隆之氏であります。

住所につきましては、記載のとおりであります。

同氏は、昭和46年、広尾町のお生まれで、現在52歳であります。平成2年、広尾高等学校を卒業し、同年4月に広尾町役場に奉職、令和3年に企画課長、令和5年4月から現職を務めているところであります。

ご承知のとおり、氏は今日に至るまで職務に精励され、その職務経歴と長きにわたる行政経験などから副町長として適任であると考え、ご提案させていただきました。

なお、任期につきましては、地方自治法第163条の規定により4年となるものであります。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき質疑及び討論を省略します。

これより同意第1号 広尾町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、山岸謙一議員、11番、渡辺富久馬議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、斎藤弘樹議員、2番、尾矢利昭議員、3番、大庭克彦議員、4番、雄谷幸裕議員、5番、山岸謙一議員、6番、松田健司議員、7番、志村國昭議員、8番、浜野隆議員、9番、萬亀山ちず子議員、10番、前崎茂議員、11番、渡辺富久馬議員、12番、山谷照夫議員。

(投票)

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

山岸謙一議員、渡辺富久馬議員、開票の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成12票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副町長に選任された及川隆之君から発言の申出がありますので、これを許します。

1、農林課長（及川） 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

ただいま、私の副町長選任に際し、議員皆様のご同意を賜り、大変ありがとうございます。

私は、役場職員は町の財産の一つだと思っております。そして、職員一人一人が最大限に力を発揮できる環境を整えることが副町長の使命だと考えております。これから議員の皆様と対話を重ね、協調し、町民にとって町が少しでもよい方向に進むよう、町長を筆頭に職員一丸となって力を尽くしてまいります。

議員の皆様には今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げ、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。4年間どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

◎日程第7 同意第2号

1、議長（堀田） 日程第7、同意第2号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 同意第2号 広尾町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。

議案4ページであります。

先ほどの行政報告で申し上げましたとおり、現在、広尾町教育委員会教育長であります菅原康博氏が5月31日をもって辞職することになりました。菅原教育長には、平成30年10月から5年8か月にわたり教育長としてご尽力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げるところであります。

つきましては、下記の者を後任の教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現企画課長の山岸直宏氏であります。

住所につきましては、記載のとおりであります。

同氏は、昭和40年、大樹町のお生まれで、現在59歳であります。昭和58年、帯広柏葉高等学校を卒業し、同年4月に広尾町役場に奉職、平成29年に広尾町教育委員会管理課長、令和3年に総務課長を経て、令和5年4月から現職を務めているところであります。

ご承知のとおり、氏は今日に至るまで職務に精励され、その職務経歴と長きにわたる教育行政の経験などから教育長として適任であると考え、ご提案させていただきました。

なお、任期につきましては、現教育長の残任期間の令和6年10月8日までとなるものであります。

ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき質疑及び討論を省略します。

これより同意第2号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、雄谷幸裕議員、10番、前崎茂議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、斎藤弘樹議員、2番、尾矢利昭議員、3番、大庭克彦議員、4番、雄谷幸裕議員、5番、山岸謙一議員、6番、松田健司議員、7番、志村國昭議員、8番、浜野隆議員、9番、萬亀山ちず子議員、10番、前崎茂議員、11番、渡辺富久馬議員、12番、山谷照夫議員。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

雄谷幸裕議員、前崎茂議員、開票の立会いを願います。

（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成12票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

ただいま教育長に任命された山岸直宏君から発言の申出がありますので、これを許します。

1、企画課長（山岸） 貴重なお時間をいただき、このような場を設けていただきまして感謝申し上げます。

ただいま、議員の皆様方の格別のご高配により教育長の任命同意を賜り、誠にありがとうございます。この大役を考えると、重圧により身の引き締まる思いの一方、人づくりである教育行政に携われることに大いなる喜びを感じております。この職責を果たすため、全身全霊をかけ臨んでいく所存であります。

至らぬ点が多い私をいつも温かい目でご指導してくださる議員の皆様、今後も変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

◎日程第8 同意第3号

1、議長（堀田） 日程第8、同意第3号 広尾町監査委員の選任についてを議題とします。

松田健司議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（6番、松田健司議員 退席）

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 同意第3号 広尾町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員でありました志村國昭氏が、本年4月29日をもって任期満了となりました。志村氏には、平成28年5月から8年間にわたり監査委員としてご指導いただきました。この場をお借りして厚く

お礼を申し上げるところであります。

つきましては、後任の監査委員として松田健司氏を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりであります。

同氏につきましては、現在、広尾町議会議員2期目を務められ、地方公共団体の財務や事業の経営管理、行政運営などに識見を有しておりまして、監査委員に適任であると考え、ご提案させていただきました。

なお、任期につきましては、地方自治法第197条の規定により、議員の任期であります令和10年4月29日までとなるものであります。

ご同意方よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき質疑及び討論を省略します。

これより同意第3号 広尾町監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は11人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、大庭克彦議員、9番、萬亀山ちず子議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1 番、斎藤弘樹議員、2 番、尾矢利昭議員、3 番、大庭克彦議員、4 番、雄谷幸裕議員、5 番、山岸謙一議員、7 番、志村國昭議員、8 番、浜野隆議員、9 番、萬亀山ちず子議員、10 番、前崎茂議員、11 番、渡辺富久馬議員、12 番、山谷照夫議員。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

大庭克彦議員、萬亀山ちず子議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数11票。賛成10票、うち白票1票です。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

再開します。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和6年第3回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時54分